

財務省告示第七十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項及び第二項の規定に基づき、平成十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成十五年度における輸入基準数量を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

財務大臣 塩川 正十郎

一 平成十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日まで

二十二万七百六トン

ロ 平成十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日まで

四十二万九千四百四十四トン

ハ 平成十四年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日まで

六十四万二千二百六十八トン

二 平成十五年度における輸入基準数量

八十三万二百九十三トン